

議案第75号

芽室町小水力発電事業基金条例制定の件

芽室町小水力発電事業基金条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町小水力発電事業基金条例

(設置)

第1条 芽室小水力発電所（以下「施設」という。）において、芽室町小水力発電事業特別会計（以下「特別会計」という。）に欠損金が生じた場合の補填及び施設の災害による不時の損失経費の資金並びに施設の改良、更新に必要な経費の財源に充てるため、芽室町小水力発電事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、特別会計歳入歳出予算の定めによる。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金から生ずる収入)

第4条 基金から生ずる収入は、特別会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため必要と認めたとときに限り、特別会計歳入歳出予算に計上して使用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日より施行する。

説 明

芽室小水力発電所の運用開始に伴い、新たに芽室町小水力発電事業基金を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。